

# 公立大学法人山梨県立大学クロスアポイントメント制度に関する規程

(令和8年2月9日制定 法人第3225号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学教職員就業規則（平成22年4月1日制定法人第3201号。以下「就業規則」という。）第15条の2の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における教育研究等の更なる向上を図るため、教員のクロスアポイントメント制度の適用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教員 就業規則第2条に規定する教員をいう。
- (2) クロスアポイントメント制度 次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 法人に勤務する教員が、教員の身分を保有したまま法人以外の機関（以下「他機関」という。）の職員として採用され、法人及び他機関の業務を行うこと。
  - ロ 他機関の職員が、当該他機関の職員の身分を保有したまま法人の教員として採用され、当該他機関及び法人の業務を行うこと。
- (3) 部局 国際政策学部、人間福祉学部、看護学部、人間福祉学研究科、看護学研究科及び助産学専攻科をいう。

(適用の申出及び可否の決定)

第3条 部局の長は、法人の教員又は他機関の職員（以下「教員等」という。）にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、理事長あてに申し出るものとする。  
2 理事長は、前項の申出があった場合又は理事長が適当と認める者があった場合は、教育研究審議会の議を経て、適用の可否を決定するものとする。

(適用期間)

第4条 クロスアポイントメントの適用期間は、6月以上の連続する期間とし、3年を超えない範囲とする。  
2 期間を定めた労働契約を締結している者については、当該労働契約の期限を超えてクロスアポイントメントの適用期間とすることができない。  
3 前2項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、個別に定めることができる。

(勤務時間等の取扱いに係る協議)

第5条 クロスアポイントメント制度を適用する教員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等の取扱いについては、就業規則の規定にかかわらず、法人と他機関との協議により決定する。  
2 クロスアポイントメントを適用する教員の給与の取扱いについては、公立大学法人山梨県立大学教職員給与規程の規定にかかわらず、法人と他機関との協議により決定する。  
3 前2項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務に関し必要な事項は、法人と他機関との協議により決定する。

(協定書の締結等)

第6条 理事長は、教員等にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、他機関の長と協定書を締結するものとする。

(教員の同意)

第7条 理事長は、第5条に定める協議により決定された事項及び前条に定める協定書の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員の同意を文書で得るものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年2月9日から適用する。